

関税割引制度に関する政令の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

別表（第一条、第二条関係）												改 正 案									
												暫定法別表 第一の番号	品 名								
一〇〇五・	九	六	五	三	九	三	五	七	一	七	一	七 一 三 ・	乾燥した豆（さやを除い たものに限るものとし、 皮を除いてあるかないか 又は割つてあるかないか を問わない。）のうち、 ひよこ豆、緑豆及びひら 豆以外のもの	品 名							
	とうもろこしのうち	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ	トウモロコシ											
平成二四年																			平成二四年 から平成二 五年三月三 一日まで	期 間	
二、 九五																			七 一 三 ・	数 量	
別表（第一条、第二条関係）												現 行									
												暫定法別表 第一の番号	品 名								
一〇〇五・	九	六	五	三	九	三	五	七	一	七	一	七 一 三 ・	同上	品 名							
同上																			同上	品 名	
平成二四年																			平成二四年 から同年九月 三〇日まで	期 間	
二、 九一																			五 一 三 ・	数 量	

ンスター・チの製造に使用するもの

一一一 一一〇八 一一〇八・	一一〇 一一〇七 一一〇七・											
粉の調製食料品（米、小 に穀粉、ミール又はでん く。）及びイヌリン並び てん粉（小麦でん粉を除 く）	麦芽（いつてあるかない かを問わない。）			とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの				とうもろこしのうち関税 に規定するところにより 飼料用に供するもの			
五年三月三 から平成二 年一〇月一 日平成二 四年	一日まで から平成二 年三月三 日	五年三月三 から平成二 年一〇月一 日平成二 四年	一日まで から平成二 年三月三 日	平成二 四年一〇月 一日	平成二 四年一〇月 一日	平成二 四年一〇月 一日	平成二 四年一〇月 一日	年三月三 日まで	平成二 四年一月一 日から平成二 五年三月三 日	平成二 四年一月一 日から平成二 五年三月三 日	一日まで から平成二 年三月三 日	一日まで から平成二 年三月三 日
トントン 八三、五	トントン 二五三、六	トントン 五七、四	トントン 五五、四	トントン 三五〇、	トントン 五九、二	トントン 五九、六	トントン 一	トントン 六	トントン ト	トントン ト	トントン ト	トントン ト

一一一 一一〇 一一〇七 一一〇七・	一一〇 一一〇七 一一〇七・											
同上	同上	同上	同上	同上	同上							
三〇日まで ら同年九月 四月一日か 平成二 四年	同上	同上	同上	同上	同上							
同上	トントン 二八七、三	トントン 五九、六	トントン 五九、六	トントン 五九、二	トントン 五九、二	トントン 五九、六	トントン 一	トントン 八	トントン ト	トントン ト	トントン ト	トントン ト

一〇八・	麦、ライ小麦、大麦若し くは裸麦の粉、ひき割り したもの、ミール若しく はペレット又はでん粉の 一以上を含有するもので 、これらの物品の含有量 の合計が全重量の八五% を超えるものに限るもの とし、ケーキミックス及 び育児食用又は食餌療法 用のものを除く。)のう ちでん粉が最大の重量を 占めるもの(小麦でん粉 を含有するものを除く。
一〇八・	一九〇・
一〇八・	一九〇・
一〇八・	一九〇・
一四	一九〇・

一  
田  
地

九 一 二 一 二 一 一 二 一 二  
九 九 九 一 九 一 四 一